

## 令和4年度白河市入学一時金貸与募集要項

白河市教育委員会

白河市入学一時金貸与事業は、学校教育法に基づく大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る）に進学する予定の者の保護者（親権者もしくは後見人又は実際にその学生を保護する者）で入学一時金の貸与を必要と認められる者に対して貸与を行い、その学生に等しく教育を受ける機会を与えることを目的としています。令和4年度の被貸与者を下記により募集します。

### 記

#### 1 申請人の応募資格

令和5年4月に学校教育法に規定する大学（短期大学含む）又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る）に進学する予定の者の保護者で、次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 経済的理由により借受けが必要であること。
- (2) 市内に継続して3年以上居住していること。
- (3) 前年の所得が450万円以下であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

#### 2 貸与額（無利息）

70万円以内（医師・歯科医師課程は100万円以内）

#### 3 提出書類

- (1) 白河市入学一時金貸与申請書（第1号様式）
- (2) 住民票（世帯全員の写し）
- (3) 未成年後見人の場合にあつては、それを証明する書類（被後見人の戸籍謄本）
- (4) 申請人の印鑑登録証明書
- (5) 申請人の令和4年度所得課税証明書
- (6) 申請人の令和3年度市税の納税証明書（申請者に課税されている全ての税目）
- (7) 進学予定者の成績証明書（第1学年、第2学年、第3学年の1学期）

※進学予定者が在学している学校に交付を依頼してください。

裏面あり

4 提出先

白河市教育委員会事務局 教育総務課（市役所本庁舎3階）

5 受付期間（期限厳守）

令和4年10月17日（月）から令和4年12月16日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に必着のこと。

6 貸与者の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が被貸与者を決定します。

決定時期：令和5年2月上旬

7 交付

審査により貸与が決定した場合、借用証書や進学予定者の合格確認書類等をご提出いただき、その後直ちに貸与希望金額を一括で保護者に交付します。借用証書等の書類の提出については、貸与決定後、別途通知いたします。

借用証書の作成の際に、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人2名」が必要になります。

8 返還

貸与した入学一時金は、対象の学生が在学する学校の修業年限が終了した年から6年以内（医師・歯科医師の課程は7年以内）に、その全額を年賦又は月賦で返還していただきます。

また、全額または一部の額を繰り上げて返還することもできます。

# 令和5年度白河市奨学生募集要項

白河市教育委員会

白河市奨学資金貸与事業は、経済的理由により修学が困難と認められる生徒及び学生に対して、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としています。令和5年度の奨学生を下記により募集します。

## 記

### 1 奨学生の種類と貸与月額（無利息）

すべての学校種別において、学校教育法に規定する学校であることが条件です。専修学校の条件については、特にご注意ください。

- (1) 高等学校・高等専門学校奨学生      月額 3万円以内
- (2) 専修学校奨学生                              月額 4万円以内

ただし、専修学校の場合は、次の条件を満たす学生等とします。

ア 専門課程であること。

イ 修業年限が2年以上であること。

- (3) 大学奨学生                                      月額 5万円以内

### 2 応募資格

令和5年4月に学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）若しくは専修学校に進学する予定の者又は在籍している者で、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。
- (2) 高等学校・高等専門学校に進学又は在学する者にあつては、入学前から市内に継続して1年以上住所を有していること。大学・専修学校に進学又は在学する者にあつては、入学時まで、市内に継続して1年以上住所を有していること（進学を目的として市外に住所を移転している場合は、住所を移転するまでに継続して1年以上市内に住所を有していたこと）。
- (3) 保護者又はこれに代わる者の前年の所得の合計が700万円以下（教育委員会で定める別表「特別控除額表」の特別控除額を控除した後の額）であること。
- (4) 国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。

### 3 貸与始期及び貸与期間

令和5年4月分から奨学生が在学する学校の正規の修学期間

#### 4 出願手続

希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書（第2号様式）及び関係書類を添えて教育委員会に提出してください。

なお、奨学生願書の提出及び返還には、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人2名」が必要となります（そのうち1名は、保護者又はこれに代わる者とします）。これ以外の場合は、一切受理できません。

#### 5 提出書類

(1)	奨学生願書（第1号様式）
(2)	奨学生推薦調書（第2号様式） ※在学している学校に作成を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和5年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の在学証明書を提出してください。
(3)	申請人の成績証明書（第1学年、第2学年、第3学年の1学期） ※在学している学校に交付を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和5年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の成績証明書を提出してください。
(4)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者の令和4年度所得課税証明書
(5)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者並びに連帯保証人の令和3年度市税の納税証明書（対象者に課税されている全ての税目）
(6)	住民票（世帯全員の写し）

#### 6 提出先

白河市教育委員会 教育総務課（白河市役所本庁舎3階） 電話 22-1111（内線 2362）

#### 7 受付期間

令和4年10月17日（月）から令和4年12月16日（金）まで  
※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に必着のこと。

#### 8 奨学生の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が奨学生を決定します。  
決定時期 令和5年2月上旬頃

#### 9 返還

卒業の月又は貸与が終了した月の6ヵ月後から15年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を月賦で返還していただきます。

また、全額又は一部の額を繰り上げて返還することもできます。